

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

墨田区長 山本亨

墨田区条例第51号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部46の8の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同部46の9の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。